

お知らせ

イベント情報や各種講演会、教室のお知らせなど、市役所からの大切なお知らせです。詳細については各お問い合わせ先へご確認ください。

市役所 総合案内 TEL 974-3111
FAX 973-9819

子育て・教育

うるま市ファミリー・サポート・センター移転のお知らせ

保育課

☎973-5427 (内線1236)

平成19年4月1日からファミリー・サポート・センター業務が、特定非営利活動法人りんく・いしかわへ委託になりました。

それに伴いファミリー・サポート・センターが、うるま市役所保育課内からみどり町児童センター内へ移転になりました。

地域の子育て支援がより身近に、より利用しやすくなります。

《新住所》

うるま市みどり町六丁目9番1号
みどり町児童センター内

うるま市ファミリー・サポート・センター ☎972-0220

《開所時間》
月～土曜日 午前9時～午後6時

「児童手当」についてご存じですか？

児童家庭課

☎973-4983

子育てにかかる費用の一部を支給することにより、児童を養育している方の生活を安定させ生活の質が高まるよう支援することが目的です。

児童手当を受給するには

1. 日本国内に住所があること(国籍は関係ありません)
2. 小学校修了前までの児童がいる方
児童手当は養育者からの申請がなければ支給されませんので、手続きをされていない方は早めに申請をしてください。

※所得の制限があるため受けられない場合もあります。

※公務員の方は、職場で申請してください。



児童手当制度の拡充について

3歳未満の乳幼児に対する児童手当の額を、第1子及び第2子について一律1万円とします。

3歳以上の手当額は現行どおりです。(月額)

3歳未満

(第1子、第2子) 5,000円→10,000円(倍増)
(第3子以降) 10,000円(現行どおり)

3歳以上

(第1子、第2子) 5,000円(現行どおり)
(第3子以降) 10,000円(現行どおり)

※平成19年4月分(6月支給)から実施されます。
※児童手当制度の拡充に伴う手続きは、特に必要ありません。

6月は児童手当の「現況届」をお忘れなく！

「現況届」は、手当を受けている方の前年の収入と6月1日現在のお子さんの養育状況を確認するための大切な届けです。「現況届」を出さなければ、次回振込予定の10月から支払い停止になります。

また、2年間にわたって届けを出さなかった場合は時効になり、手当を受けられる権利もなくなってしまいます。

混雑をさけるため指定された日に提出してください。

現況受付

6月12日(火)

●市役所 与那城庁舎
(与那城地域の住民を対象とする)

6月13日(水)

●市勝連シビックセンター
(勝連地域の住民を対象とする)

6月14日(木)～6月15日(金)

●市石川会館
(石川地域の住民を対象とする)

6月18日(月)～6月29日(金)

●市役所 本庁舎(土・日除く)
(具志川地域および、上記の指定日に提出できなかった市民)

※対象者へは、現況届案内の通知をします。

※前年度、所得制限により手当を受けられなかった方も受給できる場合がありますので、申請の手続きをしてください。

毎年2月、6月、10月に、児童手当が支給されます。

振込通知書の発送はしませんので、預金通帳に記帳のうえ

確認してください。

